

(案)

契 約 書

一般財団法人 認知症高齢者医療介護教育センター（以下「甲」という。）
と、 （以下「乙」という。）との間において次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は甲にプロパンガス（以下「物品」という）の供給をする。なお物品の規格は、次のとおりとする。

プロパンガス い号 J I S 規格 1 号

※ 詳細は別紙「プロパンガス発注仕様書」による。

（契約金額）

第2条 契約金額（単価）は、次のとおりとする。

1 立方メートル当たり 円

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約履行の場所）

第4条 納入場所は、次のとおりとする。

福井市島寺町93-6 福井県立すこやかシルバー病院 プロパンガス庫

（契約保証金）

第5条 A 乙は甲に契約保証金として、金 円を納入するものとする。

B 福井県財務規則第172号各号に該当する場合は、甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（納入期限）

第6条 物品の納入期限は、甲が物品の必要量を乙に発注するごとに、その都度甲が指定する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（物品の検査）

第 8 条 乙は、物品を納入しようとするときは、甲が命じた職員の検査を受けなければならない。

2 検査の結果不良品と認められた物品については、乙はこれを直ちに引き取り、甲の指定する期限内に良品を納入するものとする。この場合、前項の規定を準用する。

(物品の引渡し)

第 9 条 乙は、前条の規定する検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物品を甲に引き渡さなければならない。

(危険負担)

第 10 条 前条の規定による引渡しの前に生じた物品の滅失、損傷等にかかる負担は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第 11 条 甲は、第 9 条の規定による引渡しの後、契約物品がこの契約の内容に適合しない場合には、乙の負担において当該物品の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金減額の請求または契約の解除をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、第 9 条の規定による引渡しの後、契約物品がこの契約の内容に適合しない場合には、乙に対して損害を賠償させることができる。

(経費の負担)

第 12 条 乙は、物品納入に要する費用および第 8 条に規定する検査により、滅失、損傷等をしたために生じた費用については、これを負担するものとする。

(代金の請求)

第 13 条 乙は、第 9 条の規定による引渡しの後、毎月末日に納入した数量を取りまとめた上、契約単価に数量を乗じた金額に消費税および地方消費税相当額を加算して、甲に請求するものとする。

2 前項の請求額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(代金の支払)

第14条 甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により前項の支払期限までに代金を支払わない場合、乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(契約単価の変更)

第15条 この契約締結後において、社会経済の動向により市場価格等に著しい変動が生じた場合は、甲乙協議の上、単価の変更を行うことができる。

(履行遅延)

第16条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により甲の指定する期日までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき
- 二 この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき
- 三 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき
- 四 契約の履行につき、不正の行為をしたとき
- 五 契約の解除を申し出たとき
- 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき

(違約金等)

第18条 第11条または前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として、期間予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて得た金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（円未満の端数が生じた場合は切捨てる）の100分の10に相当する金額を支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする

(損害賠償)

第19条 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

- 2 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(災害時の対応)

第20条 福井県内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、甲が必要な燃料を確保する必要があると認め、乙に対しその供給について要請をした場合は、乙は甲へのプロパンガスの優先供給に積極的に努めるものとする。

- 2 乙は、甲からの要請に備え、日頃より迅速に供給できる体制の整備を図るよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第21条 乙は、契約業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

- 2 前項の守秘義務については、契約業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(グリーン購入)

第22条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義の決定)

第23条 この契約に定めのない事項は、福井県病院事業財務規則および福井県財務規則による。また、この契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第24条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 福井市島寺町 9 3 - 6
一般財団法人 認知症高齢者医療介護教育センター
理事長 刀 禰 幸 広

乙